

事 務 連 絡
平成20年10月2日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

ニュージーランド産かきの取扱いについて

標記については、平成20年7月25日付け事務連絡により取り扱っているところですが、今般、ニュージーランド政府より、同事務連絡に示す海域の閉鎖の解除等に係る報告がありました。

については、下記の海域の閉鎖期間外に採取された生食用かきについては、回収対象品を除き、輸入を認めて差し支えないこととしますので、御了知願います。

記

海域の閉鎖期間

1. 413 Waiheke Is-Awaaroa Bay : 平成20年6月30日から平成20年8月5日まで
2. 502 Kauri Bay : 平成20年6月30日から (閉鎖継続中)